

豊平地区地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和17年度(2035年度)
市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	豊平地区 (塩之目集落、上古田集落、下古田集落、南大塩集落、上場沢集落、御作田集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。□

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	255.34 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	255.34 ha
② 田の面積	182.11 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	73.24 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、八ヶ岳の麓、豊富な用水と800m後半から1000m余りのなだらかな傾斜地となる日当たりのよい農地を利用して農業が行われている。かつては「蓼科大根」の産地であったが、深い耕土を活かした野菜の生産が行われている。水稲やそばを始め野菜の種類も幅広くワイン用ぶどうも広がりつつある。農地中間管理機構を活用した集落営農法人への集約を進めた唯一の地区である。農業者の高齢化が進んでおり、価格高騰で農家離れや後継者が不足して技術継承が課題であり、縮小農家の増加が懸念される。とはいえ、平均年齢は60代と世代交代になってきている状態であり、継承でなく農業を始める農家が増え始めていることから、持続的に農地の利用や集約を図りながら、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。このため、地域で取り組める新たな作物、ブランド化作物の栽培方法を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
・新組織の法人化で機械や雇用など一元管理できる組織の検討が必要であるとともに、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。
・豊平ブランドとなる「高原野菜」「米」を、JA主体協力で県や市とともに、指導・技術提供をはじめ定期的な情報提供を周知しながら、土壌の改良や土地にあった野菜等の提案を随時行っていく。
・畦畔の草刈りや用水管理を行わない生産者及び根拠のない有機農業等を理由に周辺農地に悪影響を及ぼす生産者については、地域の担い手として検討していく。
・塩之目圃場は、農事組合法人塩之目(集落営農法人)へ集約化傾向とし、認定農業者や法人を中心に集落ごと集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	36.5 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
豊平地区地域計画における目標地区区域内での認定農業者や法人等の耕作者数は、31件、93.1ha(令和6年度時点)となっており、認定農業者や法人等を中心として集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員、農業委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2030年度(令和12年度)までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため育苗・定植・刈取等の作業はJA及び地域内の担い手へ委託するとともに、それ以外の管理、病害虫防除、草刈り等の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、中山間や環境整備事業をし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
③農薬散布にドローンや用水管理を自動化する等についてJAや市と連携し地区内で連携して進める。
④山際や集落内の小規模5a未満の水田は、畑地化を進める。
⑤ワイン用ぶどうの生産を大日影地区を中心とした集落で推奨する。
⑦保全・管理について、現在実施している中山間及び環境整備事業を継続して行う。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
⑩法人等の貸し付けの際、豊平地区内での農業において畦畔の草刈りは3回以上行う等の管理協定の締結を進める。